

## 令和2年度釜石市育英会奨学生募集要項2

令和2年6月1日  
釜石市育英会

### 1 目的

釜石市民である優秀な学生であって、経済的な事由により修学の困難な者に対して、学費の貸与を行うことにより修学の機会を与え、有用な人材を育成することを目的とする。

### 2 採用予定者数

高等学校 若干名  
大 学 若干名（短期大学、専門学校等を含む。）

### 3 貸与月額

高等学校 16,000円以内  
大 学 45,000円以内

### 4 貸与始期および期間

申請があった月から正規の修学期間

### 5 出願資格

令和2年6月1日現在、高等学校または大学等に在学中の者で、本人または保護者が釜石市に住所を有しかつ優れた資質を有しながら経済的理由により修学困難と認められる者で、他の奨学金（貸付型）制度を利用していないもの。

### 6 出願及び推薦

(1) 奨学生志願者は、次の書類を連帯保証人（親族またはこれに代る者）が連書し、在学学校長の推薦を経て提出すること。

- ①奨学生願書 所定の用紙(様式第1号)
- ②奨学生推薦調書 所定の用紙(様式第2号)  
卒業した学校の成績証明書を求める場合がある。
- ③在学証明書 学校が発行する在学証明書
- ④戸籍の全部事項証明書 本籍地の戸籍担当課で交付
- ⑤所得を証明する書類 令和元年度（平成30年中の所得等の内容）の所得証明書  
税務担当課で発行（同居家族全員分が必要）
- ⑥納税証明(市民税、固定資産税、国民健康保健税等)  
税務担当課で発行（同居家族全員分が必要）

(2) 学校長が志願者から奨学生願書の提出を受け、これを推薦適格者と認めたときは、所定の推薦調書に必要事項を記入すること。

(3) 志願者は必要書類を添えて直接、釜石市育英会に提出すること。

(4) 推薦について

適格者の推薦にあたっては、原則として釜石市育英会施行規程（第5条、第6条）の推薦基準による。

また、次の点にも留意のこと。

○本人はもちろん家庭の事情等を総合的にみて、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。

○本人及び保護者が奨学生の趣旨を理解し、将来の奨学金返還の義務についても責任を自覚していること。

### 7 募集期限

令和2年6月1日（月）から令和3年3月1日（月）

## 8 奨学生の決定及び通知

- (1) 関係書類を提出した者について、人物、学業成績、健康状態、家庭状況等を検討し、選考委員会の選考を経て決定する。
- (2) 可否の決定結果は在学学校長及び本人に通知する。
- (3) 可否の決定、通知の時期は申し込み受け付け次第随時の予定。

## 9 決定後の手続き等

奨学生として採用された場合は、①誓約書、②奨学金貸借契約書、③連帯保証人（保護者及び釜石市に住民登録をしている有職者1人）の印鑑登録証明書、④奨学生本人の銀行口座振替依頼書など必要書類を提出すること。

**他の育英団体(貸付型)との重複貸与はできないので留意のこと。**

## 10 奨学金の返還方法

奨学金は、貸与総額に対し無利子とし、原則卒業した年から年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で定められた期間内に返還する。ただし、さらに上位の学校に進学した場合は、その学校を卒業するまで返還を猶予する場合がある。

※返還期間の例

- ・貸与総額 576,000 円（月額 16,000 円を 3 年間貸与）の場合、5 年以内
- ・貸与総額 1,080,000 円（月額 45,000 円を 2 年間貸与）の場合、8 年以内
- ・貸与総額 2,160,000 円（月額 45,000 円を 4 年間貸与）の場合、13 年以内

## 11 出願用紙等の交付及び問い合わせ先

釜石市鈴子町 1 5 番 2 号 教育センター2 階  
釜石市教育委員会総務課内  
釜石市育英会事務局 電話 0193(22)8832